

河川にゴミを捨てる行為は 違法です。

○河川法(河川法施行令第16条の4)

何人も、みだりに次の行為をしてはならない

河川区域内の土地に土砂又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てること。

罰則 3ヶ月以下の懲役、または20万円以下の罰金

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第5条)

何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第16条)

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

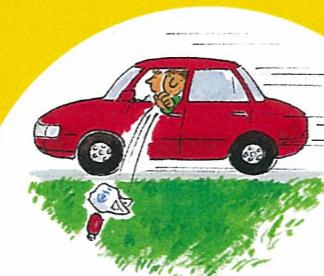
罰則 5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの両方

誰がどのようなゴミを捨てているのでしょうか。

川や海岸のゴミには、様々なものがあります。

- 引越し時に、まとめて捨てられた家電製品や家財
- タイヤ交換後の古タイヤ
- キャンプや河川公園でのレクリエーションで使われたガスボンベや食品トレー、ペットボトル、花火
- 釣り人が捨てて行った釣り餌のビニール袋やルアー、釣り糸
- タバコの吸殻や使い捨てライター
- 家庭ゴミの入ったレジ袋
- 耕作に使用した肥料袋や苗木ポット など

河川のゴミは身近な人達の何気ない行為が原因となっているのです。



川や海の生き物のくらしをおびやかします。



[写真提供:JEAN]
<http://www.jean.jp>

コアホウドリのヒナ3羽から出てきた プラスチックゴミ

日本海沿岸の海岸には、中国や韓国などの外国由来のものを含む大量のゴミが漂着しています。一方、日本から流出したゴミもまた遠く離れた北太平洋赤道近くまで達するといいます。写真是、ミッドウェイ環礁に生息するコアホウドリのヒナ3羽の死骸から出てきたプラスチックゴミです。容器のフタ、歯ブラシや釣り用の浮き、使い捨てライターなど様々です。北太平洋の海洋環境の保全には、国際的な協力はもちろんのこと、それぞれ国内での発生源対策が急務となっています。

大切な
一人一人の行動が

地球の7割を占める海洋は、私たち人間にとってかけがえのない財産です。いま、その海洋の環境が深刻な影響を受けはじめています。日常の生活の中でたくさん使われているプラスチック製品などが、身近な川をとおして海洋へと流れ出しているのです。海岸に漂着したゴミのせいで、安心して、気持ち良く海岸で遊ぶことができないという地域も多くあります。何気なく捨てる人がいる一方で、コツコツと拾っている人たちもいます。子どもたちにどんな地球環境をつないでいくのか、ゴミを捨てさせない地域社会の実現のためには、一人一人の行動が大切です。

財団法人 河川環境管理財団
〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9
☎03-5847-8303
<http://www.kasen.or.jp>

美しい川と海を取り戻そう。



国土交通省河川局